

全国福祉用具専門相談員協会 理事長

岩元文雄 さん



(いわもと・ふみお)
1988年3月、青山学院大学卒業。東京でのサラリーマン生活を経て、92年4月にカクイわた基準寝具(現・カクイックス)入社。03年3月、福祉用具部門を分社独立し、カクイックスウィングを設立。05年より同社代表取締役社長。全国福祉用具相談員協会理事長、日本福祉用具供給協会副理事長なども務める。

福祉用具専門相談員が利用を支援

⑬自動排泄処理装置
購入できるものが、①腰掛便座(ポータブルトイレ)等
②自動排泄処理装置の交換可能部品③入浴補助用具(シャワーチェア等)
④簡易浴槽⑤移動用リフトのつり具の部分⑥排泄予測支援機器の6種目となっています。

介護保険制度の福祉用具

高齢化や人口減少など、社会構造が激しく変化する中で、高齢者や障がい者がこれまでとおりに住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続け、できる限り自立して積極的に社会参加できるように、日常生活の便宜を図るものが福祉用具です。介護保険

制度では、そうした福祉用具を利用する利用料の1割〜3割で利用することが出来ます。

利用できる福祉用具の種類は、貸与(たいよ)が①車いす②車いす付属品③特殊寝台④特殊寝台付属品⑤床ずれ防止用具⑥体位交換器⑦手すり⑧スロープ⑨歩行器⑩歩行補助こえ⑪認知症老人徘徊感知機器⑫移動用リフト(つり具の部分を除く)

選定・調整のプロ 福祉用具相談員

福祉用具が必要になった時に、どんな種類の福祉用具があるのか、あるいは、どのように使えばいいのか、迷ってしまうかもしれません。そこを支援さ

せていただくのが、われわれ福祉用具専門相談員です。

介護保険では、福祉用具事業者に福祉用具専門相談員の配置が義務付けられています。福祉用具専門相談員が、ケアマネジャーをはじめとする専門家とチームになって、福祉用具の利用や選定を支援するのが、介護保険制度における福祉用具サービスの大きな特長です。福祉用具のことをもっと知らない人でも、いざという時に、自分に合った最適な福祉用具を選ぶことができます。

介護保険は貸与が原則

介護保険の福祉用具のうち

つの特長が、貸与、つまりレンタルが原則になっている点です。理由は、高齢者の場合、加齢や病気によって、身体機能が変化していくため、それに合わせて、使用する福祉用具を適時・適切に替えられるようにするためです。たとえば、歩けなくなった歩行器を使って安全に歩けるようにする。歩けなくなった車いすを利用して、これまでと同じように移動できるようにするといった具合です。

福祉用具専門相談員の社会的役割

わが国は、「団塊の世代」が、要介護認定を受ける割合が大きく上昇する75歳以上の後期高齢者となる、いわゆる「2025年問題」にまもなく直面しようとしています。介護人材の不足数は32万人程度といわれており、40年になれば約70万人の介護人材が不足するともいわれて

います。生産年齢人口は減少の一途を辿り、50年においては、20年と比較するとおよそ3割程度減少する見込みとされており、状況は深刻です。

介護人材不足の状況下では、人が利用者宅を訪問し直接的にサービス提供を行うことは、今後ますます難しい状況を迎えています。だからこそ、福祉用具による自立支援がこれからの時代は更に重要になります。「介護予防」「重度化防止」の観点から、ご利用者一人一人の身体状況や住環境の変化にあわせた福祉用具を選定提案し、予後予測を踏まえながら適時適切、かつ継続的に「その人らしい暮らし」を支えていく福祉用具専門相談員の果たすべき役割は大きく、その社会的責任は更に高まっていくものと考えています。